

証券コード7614

(発送日) 2024年4月11日

(電子提供措置開始日) 2024年4月5日

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目4番7号

株式会社 オーエムツ-ネットワーク

代表取締役社長 児 玉 光 二

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第65期定時株主総会」の株主総会資料として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<http://www.om2.co.jp/ir/library02.html>)



また、電子提供措置事項は、上記の他、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスしていただき、銘柄名(会社名)に「オーエムツ-ネットワーク」又は証券コード「7614」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト

([!\[\]\(4f6bf54ae7e4144a72d78316053e412d_img.jpg\)](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show)</p></div><div data-bbox=)

〔書面による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年4月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2024年4月25日(木曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年4月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園1丁目5番10号
芝パークホテル 2階 ローズの間
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第65期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正した旨、修正前と修正後の内容を掲載させていただきます。



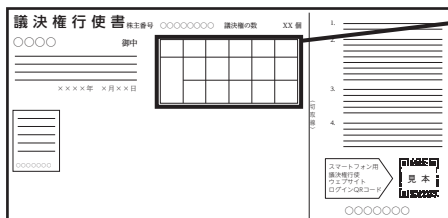
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2024年4月26日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2024年4月25日（木曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2024年4月25日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

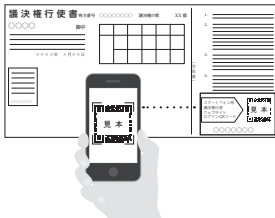
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

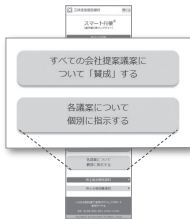
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で

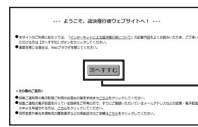
パソコンやスマートフォンの操作方法などが

ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、社会経済活動が正常化に向かい、雇用や所得環境が改善し、消費や設備投資も持ち直しがみられる等、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、世界的な金融引き締めに伴う為替の変動や、物価の上昇、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響により、先行きは不透明な状況となっております。

当社グループ中核事業の属する食品小売業界におきましては、取り扱う商品が国民の毎日の生活にとって欠かせない必需品であるものの、エネルギー及び原材料価格や人件費の高騰、物流費の増加、深刻な人手不足等が懸念されており、厳しい経営状況が続いております。

② 当社グループの経営成績の概況

このような中で当社グループは、売上増大のための販売促進活動に全社一丸となって取り組むとともに、お客様満足度の向上や安心・安全な商品を提供できる体制強化、品質管理の徹底などの諸施策の実施に努めてまいりました。食肉等の小売業においては、新規ディベロッパーとの取組みを含めた出店や改装店の立ち上げの他、新業態店舗モデルの開発及び推進を図っております。また既存店の活性化を図るためのイベント型提案販売やレイアウトの再構築等を実施してまいりました。

外食業にあっては、行動制限の緩和により回復基調がみられ、インバウンドや大型のパーティー需要も寄与し、原材料費やエネルギー価格の上昇を受けながら、メニュー改定を実施するなどの施策を行ってまいりました。また、外食業の更なる発展と強化のため、「和風レストランステーキ千寿」の事業譲受を実施しております。今後も競争力向上のための施策を実施してまいります。

i) 当社グループの状況

当社グループにおいては、上記の環境のもと、当連結会計年度における売上高は321億9百万円（前連結会計年度比1.8%増）、営業利益は18億76百万円（同25.0%増）、経常利益は19億29百万円（同28.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億35百万円（同50.7%増）となりました。

ii) 当社の状況

純粹持株会社として子会社4社（食肉等の小売業2社、外食業2社）の事業を統括し、主な収益源を子会社からの配当金及びグループ運営収入とする当社の当期売上高は8億9百万円（前事業年度比1.0%増）、営業利益は5億49百万円（同0.3%減）、経常利益は5億66百万円（同0.2%増）、当期純利益は5億65百万円（同31.3%増）となっております。

事業の種類別セグメントの業績は次の通りであります。

i) 食肉等の小売業セグメント

当連結会計年度中の開店は3店、閉店は6店であり、当連結会計年度末の店舗数は143店になりました。内訳は食肉小売店舗132店、惣菜小売店舗11店であります。当セグメントを取り巻く環境は上記記載の通りで、売上高は240億34百万円（前連結会計年度比3.1%減）となりました。営業利益については、16億26百万円（同2.5%増）となりました。なお、本事業を管轄する子会社2社の当連結会計年度の期間は以下となっております。

(株)オーエムツーミート	2023年2月1日～2024年1月31日
(株)マルチョウ神戸屋	2022年11月1日～2023年10月31日

ii) 外食業セグメント

当連結会計年度中の開店は、2023年12月に実施した飲食事業「和風レストランステーキ千寿」の事業譲受による増加1店、閉店は1店であり、当連結会計年度末の店舗数は40店になりました。当セグメントを取り巻く環境は、上述の通り、新型コロナウイルス問題の影響が回復傾向となり、インバウンドや大型のパーティー需要も寄与し、売上高は80億74百万円（前連結会計年度比19.9%増）、営業利益5億44百万円（同234.9%増）となりました。なお、本事業を管轄する子会社2社の当連結会計年度の期間は以下となっています。

(株)オーエムツーダイニング（ステーキレストラン事業）

2022年12月1日～2023年11月30日

(株)焼肉の牛太（焼肉・しゃぶしゃぶ事業）

2023年1月1日～2023年12月31日

③ 設備投資の状況

i) 当社グループの状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は5億38百万円となっております。その主なものは食肉等の小売業及び外食業における新店舗開設等であります。

ii) 当社の状況

特記すべき事項はありません。

④ 資金調達の状況

i) 当社グループの状況

特記すべき事項はありません。

ii) 当社の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 重要な組織再編等の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分		第 62 期	第 63 期	第 64 期	第 65 期 当連結会計年度
		2021年 1 月期	2022年 1 月期	2023年 1 月期	2024年 1 月期
売 上 高	千円	29,579,803	29,724,487	31,541,364	32,109,284
経 常 利 益	千円	1,650,655	1,307,868	1,506,523	1,929,294
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	千円	689,081	972,580	886,756	1,335,926
1株当たり当期純利益	円	102.33	144.51	131.76	198.50
純 資 産	千円	13,815,523	14,627,646	15,361,845	16,440,727
総 資 産	千円	17,793,965	18,255,372	19,180,809	20,155,731

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第64期の期首から適用しており、第64期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第 62 期	第 63 期	第 64 期	第 65 期 当事業年度
		2021年 1 月期	2022年 1 月期	2023年 1 月期	2024年 1 月期
売 上 高	千円	784,781	805,376	801,847	809,755
経 常 利 益	千円	545,664	572,134	565,165	566,302
当 期 純 利 益	千円	422,209	455,660	430,312	565,166
1株当たり当期純利益	円	62.70	67.70	63.94	83.97
純 資 産	千円	8,808,470	9,121,178	9,392,917	9,694,553
総 資 産	千円	8,997,970	9,233,504	9,525,755	9,816,938

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第64期の期首から適用しており、第64期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	親会社の議決権比率	主要な事業内容
エスフーズ株式会社	4,298,354千円	53.3%	食肉等の製造・卸売業

(注) 1. 当社の子会社は親会社との間で商品の販売・仕入等の取引があります。

2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は、親会社であるエスフーズ株式会社との間で重要な取引を行うに際しては、その取引が当社の利益を害することがないよう、一般取引先との取引条件を念頭に、親会社の担当部門と協議を行い適正な取引条件の実現を図っています。親会社への資金の預入れについては、グループファイナンスを目的とし、その金利は市場金利を勘案したものとなっています。

当社取締役会は、上記の対応により適正な取引実現のために必要な措置が講じられていると判断しております。

また、取締役会の判断は社外取締役の意見と異なるものではありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社オーエムツーミート	13,000千円	100.0%	食肉等の小売業
株式会社焼肉の牛太	312,000千円	100.0%	外食業
株式会社オーエムツーダイニング	10,000千円	100.0%	外食業
株式会社マルチョウ神戸屋	30,000千円	100.0%	食肉等の小売業

③ 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	株式の帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社焼肉の牛太	兵庫県姫路市楠町113	2,502,100千円	9,816,938千円

(4) 対処すべき課題

当社グループは食肉小売店をテナントとして展開する事業を中核と位置付け、日本一の食肉小売店グループを実現することを目標と、たゆまざる変革を推進してまいります。また、食肉専門会社としての基盤強化のため食肉に関連したビジネスの多角化も検討を続けてまいります。

当社グループの目標は、いたずらに売上規模ナンバーワンを目指すことではなく、食肉専門会社として、質的に他社と差別化された商品・サービスを最高の競争力をもって提供することにより、お客様からナンバーワンの支持をいただくことにあります。

当社グループはこの目標実現のため、以下の施策に取り組んでまいります。

○食の安心・安全への取り組み

○川上（食肉卸売業者、総合商社）との連携強化

- ローコストオペレーションの追求
- 新たなる食肉関連ビジネス、店舗展開への挑戦
- 店舗運営の強化
- リニューアルの強化
- 人材の育成と店舗運営をサポートする I T 技術の活用

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2024年1月31日現在)

事業の種類別セグメント	主な事業内容
食肉等の小売業	食肉、食肉加工品等の小売業 惣菜小売業
外食業	焼肉レストラン経営 ステーキレストラン経営

(6) 企業集団の主要拠点等 (2024年1月31日現在)

当 社	本社：東京都港区
株式会社オーエムツーミート	本社：東京都港区 店舗：東京都墨田区他130店舗
株式会社焼肉の牛太	本社：兵庫県姫路市 店舗：兵庫県姫路市他31店舗
株式会社オーエムツーダイニング	本社：東京都港区 店舗：東京都港区他9店舗
株式会社マルチョウ神戸屋	本社：富山県富山市 店舗：富山県富山市他13店舗

(7) 使用人の状況 (2024年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

種 類 別 セ グ メ ン ト	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
食肉等の小売業	470 (260) 名	29 (△55) 名
外食業	119 (327) 名	17 (36) 名
全社 (共通)	13 (1) 名	— (—) 名
合計	602 (588) 名	46 (△19) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13(1)名	-(1)名	36.3歳	8.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年1月31日現在)

① 当社グループの主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	26,200千円

② 当社の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年1月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 17,280,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,335,634株 |
| ③ 株主数 | 2,300名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
エスフーズ株式会社	3,584千株	53.3%
オーエムツーネットワーク取引先持株会	513千株	7.6%
株式会社エム	210千株	3.1%
丸本敦	164千株	2.4%
INTERACTIVE BROKERS LLC	126千株	1.9%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 0M02 505002	95千株	1.4%
日本ハム株式会社	89千株	1.3%
ハニューフーズ株式会社	72千株	1.1%
伊藤ハム株式会社	72千株	1.1%
福留ハム株式会社	70千株	1.0%

- (注) 1. 当社は自己株式を605千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年 1月31日現在)

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
児 玉 光 二	代 表 取 締 役 社 長	株式会社オーエムツーミート代表取締役社長
生 田 英 明	取 締 役	株式会社オーエムツーミート取締役副社長
森 田 竜 太 郎	取 締 役	管 理 部 長
富 沢 進	取締役 (監査等委員)	
森 本 宏 一 郎	取締役 (監査等委員)	東銀座総合法律事務所 代表者
吉 村 直 樹	取締役 (監査等委員)	エスフーズ株式会社 経 営 企 画 室 長 兼 経 理 部 長 兼 関 係 会 社 担 当

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 富沢進氏及び取締役 (監査等委員) 森本宏一郎氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 吉村直樹氏は、親会社であるエスフーズ株式会社の経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、富沢進氏及び森本宏一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2023年4月27日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、大越 勤氏は任期満了により取締役を退任いたしました。なお、退任時における地位は代表取締役社長、重要な兼職は株式会社オーエムツーミート代表取締役社長でありました。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、事務局を設置し、重要な会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

③ 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役 (監査等委員である取締役を含む) 及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、被保険者である取締役がそ

の職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	3 名 (一)	30 百万円 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	7 (6)
合 計 （うち社外役員）	6 (2)	37 (6)

- (注) 1. 上表には、2023年4月27日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年4月28日開催の第61期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年4月28日開催の第61期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
6. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額1百万円（取締役（監査等委員を除く。）3名1百万円）。
7. 当事業年度の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個別報酬について、取締役会において決議した決定方針に従い適正に決定されていることから、当該決定方

針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等は次の通りです。

- ・基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、継続的な企業価値向上を念頭に、当社取締役が担うべき機能・役割に応じた水準とし、その具体的金額の決定については、取締役会の決議に基づくことを基本方針としております。

なお、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

- ・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて当社の業績、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長である児玉光二氏が各取締役の職位、業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定しております。同氏に委任した理由は、当社及び子会社を取り巻く環境、経営状況等を、当社及び子会社において最も熟知しており、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当該決定過程において、監査等委員の助言を受けるものとします。

なお、子会社の取締役を兼務する1名については、兼務する子会社からの報酬額に鑑み、当社からの報酬は無いこととします。

（ご参考）決定方針等の変更について

当社は、2024年3月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更を決議しており、2024年4月26日開催予定の第65期定時株主総会の第4号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付

与のための報酬決定の件」が承認可決された場合、変更予定の当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は次の通りであります。

- ・基本方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、継続的な企業価値向上を念頭に、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮した月例の固定報酬としての基本報酬と、中長期としてのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成しております。

また、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から基本報酬のみを支払うこととしております。

- ・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案して決定するものとします。

- ・業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、業績連動報酬は採用しておりませんが、中長期のインセンティブとしての非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度としております。譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までとし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、役位、職責及び株価等を踏まえて、一定の時期に決定するものとします。

- ・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
割合の決定は、役位、職責及び株価等を踏まえて決定するものとします。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長である児玉光二氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。同氏に委任した理由は、当社及び子会社を取り巻く環境、経営状況等を、当社及び子会社において最も熟知して

おり、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当該決定過程において、監査等委員の助言を受けるものとします。

また、譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定するものとします。

なお、子会社の取締役を兼務する1名については、兼務する子会社からの報酬額に鑑み、当社からの報酬は無いこととします。

⑥ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要

取締役（監査等委員） 富沢進

当事業年度に開催された取締役会全13回の全てに、監査等委員会は全6回の全てに出席いたしました。

親会社の専務取締役経営管理本部長を経験しており、経営全般の適切なアドバイスを得ております。

取締役（監査等委員） 森本宏一郎

社外取締役 森本宏一郎氏は東銀座綜合法律事務所の代表者であります。なお、当社と東銀座綜合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

当事業年度に開催された取締役会全13回のうち12回に、監査等委員会は全6回の全てに出席いたしました。

弁護士としての専門的見地から、取締役会において特にコンプライアンスの観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査等委員会においては、主にコンプライアンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役会が当社及び子会社の取締役の職務の執行状況を監督するため、当社及び子会社の取締役は、会社の業務執行状況を当社に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - ・ 各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の方針、業務分担に従い内部監査部門と意見交換や情報の共有、内部監査の結果報告を通じ十分な連携を取り、組織内部の監査を実施する。
 - ・ コンプライアンス推進体制の整備を図ると共に、コンプライアンスマニュアル等を利用し、役員に対する啓蒙活動を継続する。
 - ・ 公益通報者保護規程の適正な運用等を通して法令遵守その他の面で疑義のある行為の把握及び是正措置を確実に実施する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会議事録、各種重要な決定事項の稟議に係る文書の作成・保存を徹底し、閲覧可能な状態を維持する。また、規程等により当該文書の保存年限を規定する。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損失を最小限に留めるためのリスク管理システムを整備しその適切な管理・運用に当たる。
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会等において、当社グループの経営方針及び経営戦略を決定すると共に、年度予算等の経営目標の決定及び進捗状況の監視を行う。
 - ・ 各部署の権限及び責任を定め、会社の決定事項に基づく施策を効率的かつ適正に行う。
- ホ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 定期的にグループ各社からの報告の機会を設け、グループ各社の業務執行状況の把握に努める。
 - ・ 定期的にグループ各社の内部監査を実施する。
 - ・ コンプライアンス、リスク管理等の基本方針を当社グループにおいて共有する。
- ヘ. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査等委員会の職務は、監査等委員会事務局においてこれを補助する。
- ト. 監査等委員を補助する使用人の独立性及び実効性に関する事項
 - ・ 当該使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等から指揮命令を受けないものとする。又、人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

- チ. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ・監査等委員の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務遂行の状況及び結果について監査等委員会に報告する。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含むものとする。
 - ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
 - ・監査等委員会への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。
- リ. 監査等委員に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び子会社は、「内部通報制度」に則り、報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わないことを社内規程に定める。
- ヌ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ル. 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、必要に応じて監査等委員以外の取締役及び使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長と適宜に意見交換を行う。また、当社の会計監査人から定期的に会計の内容につき説明を受けるとともに情報交換を行う。
- ロ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関する内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- リ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした対応に徹し、一切関係を持たないことを基本方針として、倫理規範・人権・コンプライアンスに関する研修など、平素より啓発活動に努めております。また、管理部を対応部署として必要に応じて所轄警察署・顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携しております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役の職務の執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催しております。

ロ. 監査等委員会の職務の執行について

毎月1回開催される定時取締役会には監査等委員全員が出席して、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認しております。また、監査等委員会は、当社監査人である有限責任あずさ監査法人より四半期ごとに、レビュー及び監査の報告を受けております。

ハ. 内部監査の実施について

当社及びグループ各社において、内部監査基本計画に基づき、内部監査を実施しております。

ニ. 財務報告に係る内部統制について

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりませんので記載すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,646,409	流 動 負 債	3,272,362
現金及び預金	11,969,936	買 掛 金	1,738,112
売 掛 金	410,773	1年内返済予定の長期借入金	52,006
テナント未収入金	1,400,417	未 払 金	378,860
商品及び製品	542,907	未払法人税等	394,403
原材料及び貯蔵品	41,420	賞与引当金	86,010
未収入金	164,640	そ の 他	622,969
その他	118,039	固 定 負 債	442,641
貸倒引当金	△1,727	長期借入金	2,552
固 定 資 産	5,509,321	退職給付に係る負債	61,181
有 形 固 定 資 産	1,641,330	役員退職慰労引当金	37,649
建物及び構築物	1,443,630	資産除去債務	288,617
機械装置及び運搬具	127,493	そ の 他	52,640
土地	686,650	負 債 合 計	3,715,004
その他	324,154	純 資 産 の 部	
減損損失累計額	△940,598	株 主 資 本	16,379,075
無 形 固 定 資 産	329,445	資 本 金	466,700
のれん	253,009	資 本 剰 余 金	1,391,999
その他	76,435	利 益 剰 余 金	15,117,995
投資その他の資産	3,538,545	自 己 株 式	△597,619
投資有価証券	2,183,383	その他の包括利益累計額	61,652
長期貸付金	920	その他有価証券評価差額金	63,105
繰延税金資産	172,351	退職給付に係る調整累計額	△1,453
退職給付に係る資産	200,973	純 資 産 合 計	16,440,727
敷金及び保証金	929,376	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,155,731
その他	51,546		
貸倒引当金	△5		
資 産 合 計	20,155,731		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		32,109,284
売上原価		19,440,268
売上総利益		12,669,016
販売費及び一般管理費		10,792,536
営業利益		1,876,479
営業外収益		
受取利息	16,698	
受取配当金	581	
家賃収入	4,892	
協賛金収入	24,694	
受取手数料	918	
その他	12,174	59,958
営業外費用		
支払利息	303	
持分法による投資損失	4,012	
その他	2,828	7,144
経常利益		1,929,294
特別利益		
有形固定資産売却益	239	
投資有価証券売却益	148,859	
補助金収入	459	149,557
特別損失		
有形固定資産除却損	4,824	
有形固定資産売却損	155	
減損損失	57,586	
店舗閉鎖損	1,201	63,767
税金等調整前当期純利益		2,015,085
法人税、住民税及び事業税	693,867	
法人税等調整額	△14,709	679,158
当期純利益		1,335,926
親会社株主に帰属する当期純利益		1,335,926

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（ 2023年2月1日から
2024年1月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年2月1日 期首残高	466,700	1,391,999	13,943,593	△597,619	15,204,673
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△161,525		△161,525
親会社株主に帰属する当期純利益			1,335,926		1,335,926
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,174,401	－	1,174,401
2024年1月31日 期末残高	466,700	1,391,999	15,117,995	△597,619	16,379,075

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
2023年2月1日 期首残高	136,172	20,998	157,171	15,361,845
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△161,525
親会社株主に帰属する当期純利益				1,335,926
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△73,067	△22,451	△95,519	△95,519
連結会計年度中の変動額合計	△73,067	△22,451	△95,519	1,078,881
2024年1月31日 期末残高	63,105	△1,453	61,652	16,440,727

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 株式会社オーエムツーミート
株式会社焼肉の牛太
株式会社オーエムツーダイニング
株式会社マルチョウ神戸屋

主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 2社
- ・会社等の名称 株式会社フードリエ
株式会社エスオー

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

①連結の範囲の変更

該当事項はありません。

②持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社オーエムツーミートの決算日は1月31日です。また、株式会社焼肉の牛太及び株式会社オーエムツーダイニング、株式会社マルチョウ神戸屋の決算日はそれぞれ12月31日、11月30日、10月31日です。ただし、決算日以降から連結決算日1月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定していません。）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産・投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用していません。

主な耐用年数は、次の通りであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用していません。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に対応する実際支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

ニ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

イ. 食肉等の小売業

食肉等の小売業においては食肉、食肉加工品等を加工・販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引渡しした時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点で収益を認識しております。

ロ. 外食業

外食業においては焼肉レストラン及びステーキレストラン経営を行っております。外食業については、サービスの提供時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんは5年間で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	1,641,330
無形固定資産	329,445
長期前払費用 (注)	31,033
減損損失	57,586

(注) 投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については、物件単位でグループ化しており、減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については処分見積額より諸費用見積額を差し引いた額を時価として算定し、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成した、将来の損益予測を基礎として行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、5類感染症移行後、経済活動が正常化に向かい、コロナ禍以前の生活に戻つつあることから、新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものと仮定しております。

なお、将来キャッシュ・フローの算定等に用いた仮定に大幅な変更が生じた場合には、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	3,951千円
土地	154,500千円
計	158,451千円

上記担保提供資産に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,661,917千円

(3) 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次の通りであります。

建物及び構築物	4,147千円
機械装置及び運搬具	359千円
その他	3,700千円
計	8,207千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

場所	用途	種類	減損損失計上額 (千円)
神奈川県 3件	店舗	建物附属設備	20,607
東京都 1件	店舗	建物附属設備	14,947
兵庫県 4件	店舗	建物、建物附属設備	13,262
その他 6件	店舗	建物附属設備	8,770

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位でグループ化しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び予想しえない市況の変化に、当初予定しておりました計画の変更を要する資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額57,586千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次の通りであります。

建物	9,508千円
建物附属設備	48,078千円
計	57,586千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については、処分見積額より諸費用見積額を差し引いた額を時価として算定し、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、回収可能価額を零として算定しております。

(2) 補助金収入

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置の適用を受けた雇用調整助成金や時短協力金等を補助金収入として特別利益に計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	7,335千株	—	—	7,335千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	605千株	—	—	605千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年4月27日開催の第64期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 161,525千円
- ・1株当たり配当金額 24円
- ・基準日 2023年1月31日
- ・効力発生日 2023年4月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年4月26日開催の第65期定時株主総会において次の通り付議いたします。

- ・配当金の総額 201,906千円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2024年1月31日
- ・効力発生日 2024年4月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用を行うこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、テナント未収入金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に持分法適用会社の株式及び業務上の関係を有する企業等の株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を分析・把握することで回収可能性の確保や減損懸念の軽減を図っております。

長期貸付金は、取引先企業等に対する貸付金を有しており、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、貸付先企業から、財務内容等を定期的にモニタリングする体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは、差し入れ先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差し入れ先の信用状況を把握するとともに、定期的にモニタリングを行い、信用度を個別に管理しております。

営業債務である買掛金、未払金は、ほぼ1ヶ月以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、テナント未収入金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
① 投資有価証券 (* 1)			
その他有価証券	19,823	19,823	—
② 長期貸付金 (* 2)	27,522	27,522	—
③ 敷金及び保証金 (* 3)	929,376	914,480	△14,895
資 産 計	976,722	961,826	△14,895
長 期 借 入 金 (* 4)	54,558	54,558	—
負 債 計	54,558	54,558	—

(* 1) 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	2,159,560
非上場株式	4,000

(* 2) 長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(* 3) 敷金及び保証金には、1年内回収予定の敷金及び保証金を含めております。

(* 4) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	11,969,936	—	—
売掛金	410,773	—	—
未収入金	164,640	—	—
テナント未収入金	1,400,417	—	—
長期貸付金	26,602	920	—
敷金及び保証金	239,006	344,562	345,807
合計	14,211,377	345,482	345,807

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	52,006	2,552	—	—	—	—

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,823	—	—	19,823
資産計	19,823	—	—	19,823

②時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	27,522	—	27,522
敷金及び保証金	—	914,480	—	914,480
資産計	—	942,003	—	942,003
長期借入金	—	54,558	—	54,558
負債計	—	54,558	—	54,558

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

主に、期末日における元本に返済期日までの受取利息を加え、期末日において適用される貸付金利により割引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	食肉等の 小売業	外食業	合計
売上高			
顧客との契約から生じる利益	24,034,449	8,074,835	32,109,284
外部顧客への売上高	24,034,449	8,074,835	32,109,284

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループにおいては契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,442円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 198円50銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

主に食肉等の小売業及び外食業の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であり
ます。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～15年と見積り、割引率は0%～2.0%を使用して資
産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	320,254千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,950千円
時の経過による調整額	433千円
資産除去債務の履行による減少額	△5,520千円
期末残高	317,118千円

12. 企業結合に関する注記

連結子会社による事業譲受

(1) 事業譲受の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社高倉商店
事業の内容 飲食事業和風レストランステーキ千寿
- ② 企業結合を行った主な理由
当社連結子会社である株式会社焼肉の牛太と事業領域が同一であり、当社グループの
外食事業の事業規模拡大、付加価値向上に寄与するものと判断したことから本件事業
譲渡契約の締結をいたしました。
- ③ 企業結合日
2023年12月20日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする事業譲受
- ⑤ 結合後企業の名称及び内容
変更はありません。
- ⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社連結子会社である株式会社焼肉の牛太が、現金を対価として事業を譲り受けたた

めであります。

- (2) 連結計算書類に含まれる被取得事業の業績の期間
2023年12月20日から2023年12月31日まで
- (3) 被取得事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 230,000千円 |
| 取得価額 | | 230,000千円 |
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 5,000千円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
118,474千円
 - ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。
 - ③ 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|-----------|
| 固定資産 | 111,525千円 |
| 資産合計 | 111,525千円 |
- 引き受けた負債はありません。
- (7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,545,869	流動負債	115,997
現金及び預金	4,484,349	未払金	2,787
原材料及び貯蔵品	97	未払費用	4,962
前払費用	2,309	未払法人税等	68,728
未収入金	57,673	預り金	795
その他	1,438	賞与引当金	2,192
固定資産	5,271,069	資産除去債務(短期)	25,250
有形固定資産	50,532	その他	11,280
建物	82,502	固定負債	6,387
土地	47,772	役員退職慰労引当金	2,268
その他	1,195	資産除去債務	4,119
減損損失累計額	△80,937	負債合計	122,385
無形固定資産	3,650	純資産の部	
投資その他の資産	5,216,886	株主資本	9,691,184
投資有価証券	7,594	資本金	466,700
関係会社株式	5,165,346	資本剰余金	1,529,877
敷金及び保証金	14,009	資本準備金	1,529,877
前払年金費用	1,978	利益剰余金	8,292,226
繰延税金資産	24,438	利益準備金	41,476
その他	3,520	その他利益剰余金	8,250,750
資産合計	9,816,938	配当平均積立金	200,000
		別途積立金	3,370,343
		繰越利益剰余金	4,680,406
		自己株式	△597,619
		評価・換算差額等	3,368
		その他有価証券評価差額金	3,368
		純資産合計	9,694,553
		負債・純資産合計	9,816,938

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		809,755
売 上 原 価		3,290
売 上 総 利 益		806,465
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		257,119
営 業 利 益		549,346
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,301	
受 取 配 当 金	60	
家 賃 収 入	5,699	
受 取 手 数 料	918	
そ の 他	1,067	24,046
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,090	7,090
経 常 利 益		566,302
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	148,859	148,859
税 引 前 当 期 純 利 益		715,162
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	143,264	
法 人 税 等 調 整 額	6,731	149,995
当 期 純 利 益		565,166

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（ 2023年2月1日から
2024年1月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本												
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金						自 株	己 式 株 資 合 計	
		資 準 備 金	本 金	資 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 剰 余 金 計			益 金 計
						配 当 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 上 積 立 金				
2023年2月1日期首残高	466,700	1,529,877	1,529,877	41,476	200,000	3,370,343	4,276,764	7,888,584			△597,619	9,287,542	
事業年度中の変動額													
剰余金の配当							△161,525	△161,525				△161,525	
当期純利益							565,166	565,166				565,166	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)													
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	403,641	403,641			-	403,641	
2024年1月31日期末残高	466,700	1,529,877	1,529,877	41,476	200,000	3,370,343	4,680,406	8,292,226			△597,619	9,691,184	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年2月1日期首残高	105,374	105,374	9,392,917
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△161,525
当期純利益			565,166
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△102,006	△102,006	△102,006
事業年度中の変動額合計	△102,006	△102,006	301,635
2024年1月31日期末残高	3,368	3,368	9,694,553

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております。）

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得の建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に子会社からの経営管理料について顧客との契約から生じる収益を認識しており、当該履行義務は、子会社との契約期間にわたり契約内容に応じた均一のサービスを提供するものであるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、賃貸収入及び配当金等については、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 195,819千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 59,104千円

短期金銭債務 385千円

(3) 保証債務

子会社の株式会社焼肉の牛太及び株式会社オーエムツードイニング並びに株式会社マルチヨウ神戸屋の一部の店舗において、賃貸借契約に対する連帯保証をしております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 805,695千円

仕入高 2,199千円

販売費及び一般管理費 750千円

営業取引以外の取引

営業外収益 19,293千円

営業外費用 7,090千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	605千株	一千株	一千株	605千株

5. 税効果会計に関する注記

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	670
役員退職慰労引当金	694
減損損失	6,339
関係会社株式評価損	1,530
未払事業税	5,260
資産除去債務	8,987
その他	3,047
繰延税金資産の合計	26,528
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,485
その他	△605
繰延税金負債の合計	△2,090
繰延税金資産(負債)の純額	24,438

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の(被所有) 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	エスフーズ(株)	4,298,354	食肉等の 製造・卸売事業	被所有 直接 53.3	役員 の 兼任1名	余剰資金の 預入れ	余剰資金の預入れ	12,500,000	関係会社 預け金	-
							預け金の回収	12,500,000		
							利息の受取	16,284	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

預け金に付される利息は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	㈱オーエムツ ーミート	13,000	食肉等の小売業	所有 直接 100.0	役員 の 兼任4名	経営指 導・管理 業務の受 託	業務受託収入	560,767	未収入金	52,407
						余剰資金の 受入れ	余剰資金の受 入れ	4,500,000	関係会社 預り金	-
							余剰資金の 受入れ	預り金の払戻 し		
						利息の支払	7,090	-	-	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務受託収入は、業務受託の内容、第三者に委託した場合の市場価格等を基に、合理的に決定しております。

預り金に付される利息は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,440円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 83円97銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

株式会社オーエムツーネットワーク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 安井 康二

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉田 直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーエムツーネットワークの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーエムツーネットワーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

株式会社オーエムツーネットワーク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 安井 康二

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉田 直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーエムツーネットワークの2023年2月1日から2024年1月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月22日

株式会社オーエムツーネットワーク 監査等委員会

監査等委員 富 沢 進 ⑩

監査等委員 森 本 宏一郎 ⑩

監査等委員 吉 村 直 樹 ⑩

(注) 監査等委員富沢進、森本宏一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして次の通りといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は201,906,450円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年4月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次の通りであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	こども 児玉光二 (1960年11月8日生)	1979年4月 広島トヨペット株式会社入社 1982年3月 有限会社大久保養鶏場入社 1998年3月 株式会社オオクボ(現・株式会社オーエムツーネットワーク)取締役 2004年4月 株式会社オーエムツーミート取締役 2005年4月 同社取締役副社長 2005年6月 当社取締役 2023年4月 株式会社オーエムツーミート代表取締役社長(現任) 2023年4月 当社代表取締役社長(現任)	4,000株
【取締役候補者とする理由】 児玉光二氏は、畜産業界や小売事業、店舗開発に関する豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、当社並びに子会社である株式会社オーエムツーミートの代表取締役社長を務めており、その経験や能力を当社の経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	いく 生 た 田 ひで 英 あき 明 (1961年10月12日生)	1980年3月 株式会社ダイエー入社 1996年2月 株式会社牛肉商但馬屋入社 2005年1月 株式会社オーエムツーミート取締役 2005年4月 同社取締役副社長 2005年6月 当社取締役(現任) 2024年2月 株式会社オーエムツーミート取締役 (現任)	9,900株
<p>【取締役候補者とする理由】 生田英明氏は、畜産業界や小売事業、店舗開発に関する豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、当社取締役及び子会社である株式会社オーエムツーミート取締役を務めており、その経験や能力を当社の経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。</p>			
3	もり 森 た りゅう た 竜 た ろう 太 郎 (1975年2月11日生)	1997年4月 丸紅畜産株式会社(現・株式会 社ウェルファムフーズ)入社 2000年10月 株式会社オーエムツーネットワ ーク入社 2012年2月 当社管理部長代理 2022年4月 当社取締役管理部長(現任)	6,200株
<p>【取締役候補者とする理由】 森田竜太郎氏は、財務会計や人事労務を中心に管理部門に関する豊富な知識と経験を有しており、その経験や能力を当社の経営やコーポレートガバナンスの強化などに反映していただくため選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者 児玉光二氏及び生田英明氏は、それぞれ株式会社オーエムツーミートの代表取締役社長、取締役を兼務しており、当社は同社との間に業務指導料の取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役、監査等委員である取締役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名を増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	とみ 富 ざわ 沢 すすむ 進 (1947年8月31日生)	1970年4月 丸紅株式会社入社 2001年2月 エスフーズ株式会社入社 2001年5月 同社常務取締役 社長室長 2006年3月 同社専務取締役経営管理本部長 2009年4月 当社監査役 2010年9月 エスフーズ株式会社専務取締役 経営企画室担当 東京駐在 2011年5月 同社参与 東京駐在 2016年4月 当社社外監査役 2020年4月 当社社外取締役監査等委員（現任）	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 富沢進氏を社外取締役候補者とした理由は、事業法人の経営に長く携わっており、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、同氏には、同氏の長年にわたる事業経験に裏打ちされた高度な経営的視点からの的確な助言と、独立した客観的な立場からの経営陣に対する実効的な監督を行っていただけるものと期待しています。</p>			
2	もり 森 もと 本 こう 一 いち 郎 ろう 一郎 (1943年12月27日生)	1971年4月 第二東京弁護士会弁護士登録 1977年4月 東銀座総合法律事務所設立 (現任) 1998年6月 当社社外監査役 2020年4月 当社社外取締役監査等委員（現任）	2,000株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 森本宏一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を当社の経営に反映し、当社とは独立した立場でコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待したためであります。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しており、同氏には、同氏の弁護士としての知識や経験に裏打ちされたリスクマネジメント・ガバナンスの観点からの的確な助言と、独立した客観的な立場からの経営陣に対する実効的な監督を行っていただけるものと期待しています。</p>			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	※ い 飯 塚 順 子 (1983年3月28日生)	2008年12月 東京弁護士会弁護士登録 2008年12月 米澤幸子法律会計事務所入所 2013年4月 遠藤総合法律事務所入所(現任)	一株
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>飯塚順子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を当社の経営に反映し、当社とは独立した立場でコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことがありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しており、同氏には、同氏の弁護士としての知識や経験に裏打ちされたリスクマネジメント・ガバナンスの観点からの的確な助言と、独立した客観的な立場からの経営陣に対する実効的な監督を行っていただけるものと期待しています。</p>		
4	よ 吉 村 直 樹 (1966年10月22日生)	1989年4月 エスフーズ株式会社入社 2015年3月 同社執行役員経営企画室長兼経 理部長 2019年5月 同社取締役経営企画室長兼経 理部長 2021年4月 当社取締役監査等委員(現任) 2022年3月 エスフーズ株式会社取締役経営 企画室長兼経理部長兼関係会社 担当 2023年10月 同社経営企画室長兼経理部長兼 関係会社担当(現任)	一株
	<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>吉村直樹氏を取締役候補者とした理由は、親会社であるエスフーズ株式会社の経営企画室長兼経理部長で豊富な経験を通じ、財務・会計に関する十分な知見を有していることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。</p>		

- (注) 1. ※印は新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 富沢進氏、森本宏一郎氏及び飯塚順子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 富沢進氏及び森本宏一郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は富沢進氏、森本宏一郎氏及び吉村直樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認可決された場合、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、飯塚順子氏の選任が承認可決された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予

定であります。

6. 当社は、取締役、監査等委員である取締役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社は、富沢進氏及び森本宏一郎氏を独立役員として東京証券取引所に届出しており、両氏の再任が承認可決された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、飯塚順子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として指定する予定であります。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が全て原案通り承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下の通りとなります。

氏名	当社における地位及び担当	企業経営	畜産業界知見	小売事業店舗開発	財務会計	人事労務	法務コンプライアンス
児玉 光二	代表取締役社長	○	○	○			
生田 英明	取締役	○	○	○			
森田 竜太郎	取締役 管理部長				○	○	○
富沢 進	取締役 監査等委員	○	○				
森本 宏一郎	取締役 監査等委員						○
飯塚 順子	取締役 監査等委員						○
吉村 直樹	取締役 監査等委員		○		○		

(注) 各取締役に特に期待される領域を記載しており、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年4月28日開催の第61期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）（使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の退職慰労金制度を廃止し、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。本議案の内容は、事業報告16頁から18頁「（ご参考）決定方針等の変更について」に記載の当社の取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであることから、相当であると考えております。また、本議案は、監査等委員会の審議を経て取締役会で決定しております。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、役位及び職責ごとに取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は2名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されましても、引き続き対象取締役は、2名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は当該取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2024年3月14日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告16頁から18頁「(ご参考) 決定方針等の変更について」に記載のとおりであります。本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希薄化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、当社完全子会社のうち株式会社オーエムツーミートの取締役に対しても、上記譲渡制限付株式と概ね同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、第4号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に付議しております通り、当社の取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たな役員報酬制度を導入するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度を本總會終結の時をもって廃止することを2024年3月14日開催の取締役会において決議いたしました。

退職慰労金制度の廃止に伴い、本總會終結後も引き続き在任されます取締役児玉光二氏、森田竜太郎氏の2名に対し、その在任中の労に報いるため、本總會終結の時までの在任期間を対象とする退職慰労金を、当社の一定の基準に従い相当額の範囲内で打切り支給したいと存じます。本議案の内容は、事業報告15頁から16頁記載の当社の取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであり、第4号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打切り支給は相当であると判断しております。また、本議案は、監査等委員会の審議を経て取締役会で決定しております。

なお、各取締役に対する支給の時期は取締役を退任する時とし、その具体的金額、支給の方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次の通りであります。

氏名	略歴
児玉光二	2005年6月 当社取締役 2023年4月 当社代表取締役社長（現任）
森田竜太郎	2022年4月 当社取締役（現任）

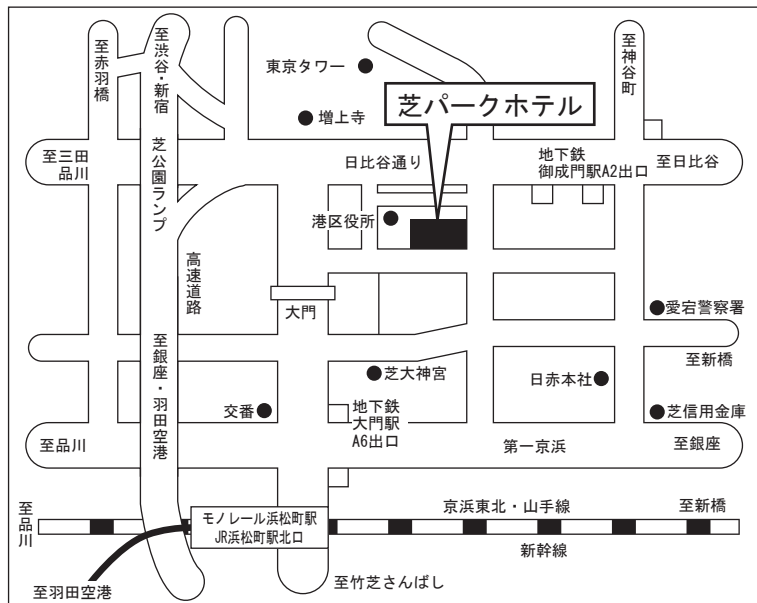
以上

第65期定時株主総会会場ご案内略図

ところ 東京都港区芝公園1丁目5番10号
芝パークホテル 2階 ローズの間
でんわ 03-3433-4141 (代表)

当日の受付開始は、午前9時からとなっております。

- 開始時刻（午前10時）直前は受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場ください。
- 総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- 駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。



交通：都営三田線「御成門駅」（A2出口）より徒歩3分
都営浅草線・大江戸線「大門駅」（A6出口）より徒歩5分
JR・モノレール「浜松町駅」（北口）より徒歩10分